

令和3年第4回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和3年12月3日（金曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	渡邊 保夫
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	金刺 隆司	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠緋沙子	書記	片浦 則之	書記	残間 頼
------	-------	----	-------	----	------

---

議事日程（第3号）

令和3年12月3日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第62号 万葉クリエートパークほか1公園の指定管理者の指定について
- 第 3 議案第63号 大衡村排水処理施設の指定管理者の指定について

- 第 4 議案第 6 4 号 大衡児童館の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 6 7 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
- 第 6 議案第 6 8 号 黒川地域行政事務組合の財産処分について
- 第 7 議案第 7 7 号 令和 3 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 8 議案第 7 0 号 令和 3 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 7 1 号 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 1 0 議案第 7 2 号 令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 1 議案第 7 3 号 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 1 2 議案第 7 4 号 令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 1 3 議案第 7 5 号 令和 3 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 1 4 議案第 7 6 号 令和 3 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 1 5 委員会の閉会中の継続調査の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

---

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、ただいまから令和 3 年第 4 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番佐藤 貢君、1 番小川 克也君を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 6 2 号 万葉クリエートパークほか 1 公園の指定管理者の指定について

議長（細川運一君） 日程第 2、議案第62号、万葉クリエートパークほか 1 公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案書25ページをお願いいたします。

議案第62号でございます。

万葉クリエートパークほか1公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり万葉クリエートパークほか1公園の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者を指定する公の施設、万葉クリエートパーク及び緑水公園の2つの都市公園になります。

2、指定管理者の所在地及び名称につきましては、大衡村松の平3丁目4番34号株式会社万葉まちづくりセンターになります。

3、指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となるものでございます。

指定管理の業務の内容につきましては、パークゴルフ場の管理運営と、万葉クリエートパークの維持管理業務及び緑水公園の維持管理業務となっておりまして、これまでの指定管理業務と変更はございません。

今回の指定管理者の選定の経過になりますけれども、公募によるものでございまして、申込みは万葉まちづくりセンター1者でございました。この万葉まちづくりセンターより提出のありました申請の内容につきまして、指定管理者選定委員会で審査した結果、適正と認められたため、優先交渉権者として決定した次第でございます。

なお、万葉まちづくりセンターにつきましては、平成18年度以降、この公園の指定管理者としてこれまで良好に施設を管理し、創意工夫をしながら経費の削減等に努めているものでございます。

また、指定管理料につきましては、後ほど一般会計補正予算の中の債務負担行為のほうで別途提案をさせていただきますが、5年総額で2億3,903万5,000円、年間当たり4,780万7,000円となっております。

前回、令和3年度の指定管理料と比較しますと、年間403万6,000円の減額となり、令和3年度の指定管理料は期間が1年間のみでございましたので参考の比較になりません

が、5年総額で2,018万円の減額となっているものでございます。

簡単ですが説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第63号 大衡村排水処理施設の指定管理者の指定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第63号、大衡村排水処理施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） おはようございます。

それではご説明をさせていただきますので、議案書は26ページをお開き願います。

議案第63号大衡村排水処理施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるところでございます。

まず1といたしまして、指定管理者を指定する公の施設でございますが、大衡村排水処理施設であります。

次に2として、指定管理者の所在地及び名称であります。大衡村松の平3丁目4番34号株式会社万葉まちづくりセンターでございます。

3の指定の期間であります。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

なお、ご存じのとおり大衡村排水処理施設につきましては、上北沢排水処理場及び榎田排水処理施設の2つの施設からなるものでございまして、亜炭採掘跡からの湧水、鉄分を多く含んだ酸性水である鉍毒水、いわゆる通称赤水を中和処理して放流する施設でございまして、24時間365日稼働の施設となっているものでございます。これに施設の維持管理も含めまして、今回の指定管理の業務内容となっているものでございまして、

これまでと変更はございません。

なお、応募で1者のみということでございまして、選定委員会の審査等を経まして適正とされているものでございます。

なお、株式会社万葉まちづくりセンターにつきましては、現在まで指定管理者として良好に施設を管理運営している事業者でございまして、今後の5年間につきましても引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 説明、理解しますが、維持管理まで入っての指定管理という説明ですけれども、小規模、大規模修繕、この修繕の考え方は従来どおりなのか、その辺、説明をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） これまでにつきましては、10万円を超えるものについては村での修繕対応ということでございまして、10万円以下のある意味小破的な修理につきましては指定管理者側でということでございますので、今般お認めをいただけましたら同様の契約内容とさせていただきたいと考えているものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第64号 大衡児童館の指定管理者の指定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第64号、大衡児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） おはようございます。

議案第64号大衡児童館の指定管理者の指定について、地方自治法第244の2第6項の

規定により、次のとおり大衡児童館の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者を指定する公の施設、大衡児童館。

2、指定管理者の所在地及び名称、大衡村松の平3丁目4番34号株式会社万葉まちづくりセンター。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとするものでございます。

指定管理者につきましては公募を行い、申込みのあった4者に対してヒアリングを実施した結果、優先交渉権者として株式会社万葉まちづくりセンターに決定したものでございます。

指定管理料の基準額といたしましては、年額2,242万7,900円とし、令和4年度から8年度までの債務負担額につきましては1億1,214万円とするものでございます。

大衡児童館につきましては、これまでも株式会社万葉まちづくりセンターが児童の健全な育成の運営、施設の管理を行っていただいているところでございます。引き続き、万葉まちづくりセンターに指定管理者としてお願いしたいということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今、課長の説明で、4者とのヒアリングというふうな説明が入っていましたがけれども、話せる範囲でどういったヒアリングがあって、どういった反応があったものなのか、お伺いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 選考委員によりまして、それぞれ内容説明を事業者のほうから受け、評価表に基づき評価を行ったところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ヒアリングの中で評価、いろいろな実績なりで評価するんだと思うんですけども、例えば他の施設もそうなんですけど、まちづくりセンターで厳しくなってきたといった場合にはほかの業者が、ヒアリングしているようなので、交渉権者になる可能性もあるのかなとも思うんですけども、そういったときの選定基準なり、お話ができないところもあるんでしょうけれども、ヒアリングした中で施設に対しての感想なり、

逆にこちら側で受け手に対しての感想なり、そういったところをお話のできる部分はないですか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 申込みのありました事業者からのご意見ということでよろしかったでしょうか。

実際、現地説明会におきましては施設を見学していただきまして、環境等については評価をいただいているところでございます。ただし、児童館施設につきましては、建物が古いということでご説明をさせていただきます、その上でさらに申込みをいただいたということでございます。

各事業者におかれましてはおのおの実績のある事業者ということで、評価のほうも拮抗しておりました。まちづくりセンターにつきましては、今までの経験も踏まえ、やはり実績を鑑みましてまちづくりセンターということで決定したものでございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

ただいま健康福祉課長のほうから答弁したとおりでございますが、私どものほうから選定委員会の事務局でありますので、ヒアリングの内容等について若干ご説明したいと思っております。

今般の公募に際しまして、児童館については4者の応募がありました。その中で各4者ともヒアリングを実施しまして、各委員が聞き取りを行って評価を行ったところでありまして、先ほど健康福祉課長が答弁しましたとおり、各事業者、実績のあるところでありまして、それぞれ特色のある事業提案がされております。例えば大衡村は他の市町と違いまして、放課後児童クラブではなく大衡児童館として一般的に児童全ての方を受け入れる体制が整っておるところを評価しながら、今後の事業運営をしたいという事業者もございましたし、例えば発達障害等に気を配って事業を運営したいと、いろいろな特色を持った事業提案がされておまして、それらを聞き取りした結果、各委員が評価した結果、最終的に万葉まちづくりセンターが評価点数が最上位でありましたので、候補者として選定したものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第67号 黒川地域行政事務組合理約の変更について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第67号、黒川地域行政事務組合理約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書につきましては31ページ、議案第67号別紙、あとは規約変更に係る新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。

新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、第3条第1項第12号でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく視聴覚教材センターの設置、管理及び運営に関することの部分を削除するものでございます。

昨年はけやき教室、今般については視聴覚教材センターの設置の部分の廃止という形に伴いまして、その部分の規定を削るものでございます。

第14条でございます。第14条につきましては教育委員の解職請求に関する事務等処理する選挙管理委員会の規定を削除するものでございます。

ちょっと前に戻っていただきまして、第3条第1項第12号の削除に伴いまして、それぞれ1号ずつ繰り上がるものでございます。そして第14条につきましてはその選挙管理委員会の規定を削除するものでございます。

続きまして、次のページでございます。

第16条でございます。経費の支弁方法のおきてでございます。この部分につきましても第3条第12号の削除に伴うものでございます。経費の支弁割合の12号、視聴覚教材センターの設置の関係の部分の削除に伴う改正でございます。

第16条第2項第6号、この部分につきましても、第12号の部分が削除になりましたので、その分1号繰り上がるものでございます。

別表の関係でございます。

別表の関係につきましても、次のページ、第12号が削除になりましたので、第13号、



第14号という形で1号ずつ繰り上がるものでございます。

続きまして、議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。この規約は令和4年4月1日から施行するものでございまして、教育委員会自体は令和4年3月31日まで継続はするんですけれども、実際の業務というのはもうないという部分で、4月1日に施行するものでございますので、3月31日まで存在という形はしますけれども、4月1日以降、黒行で行う業務はなくなるというふうなものでございますので、その点もご理解いただければありがたいというふうに思っているところでございます。

説明については以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 2点確認をします。

1点目は廃止の理由、事由について伺います。

もう1点、確認ですが、14条で教育委員会委員の解職請求規定等を削除し、説明では教育委員会の3月31日をもって消滅という理解でいいのか、2点目は確認です。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まず、廃止の理由につきましては、昨年度のけやき教室の関係もありましたし、今年度は視聴覚教材センターということで、この後の議案でもありますけれども、例えば液晶プロジェクターですとか、LDシステム、こういった貸出しが当然少なくなってきているということもあって、黒行のほうの教育委員会のほうで検討した結果という形だというふうには思っているところでございます。

あとは教育委員会の関係につきましては、業務はなくなるわけですけれども、4月1日施行ということで、3月31日までは当然、教育委員としては残るような形になるというふうなご理解でいただければよろしいのかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 黒川地域行政事務組合の財産処分について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第68号、黒川地域行政事務組合の財産処分についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 議案書につきましては33ページになります。

議案第68号別紙でご説明申し上げます。黒川地域行政事務組合の財産処分に関する協議書でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定によりまして、黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分について、次のとおり定めるものがございます。

この目的でございます。第1条、黒川地域行政事務組合の共同処理する事務のうち、視聴覚教材センターの運営に関する事務を廃止することに伴いまして、視聴覚教材センターに係る組合の財産の処分について必要な事項を定めることとさせていただきます。

第2条の組合の財産ですが、組合の財産は物品とすることになります。

第3条の処分の方法ですが、組合の財産の処分については、次のページでご説明をいたします。

第4条の処分の年月日ですが、共同処理する事務の一部廃止に伴う財産の処分の日は令和4年4月1日とします。

第5条その他でございます。この協議書の定める事項について疑義が生じた場合は、関係市町村がその都度協議するものとするということとさせていただきます。

次のページをお願いします。

別表の組合の財産でございます。

財産は物品で、機材と教材に分かれます。物品ですが、液晶プロジェクターが2台、ワイヤレスアンプシステムが2台、DVDプレーヤーが2台、スクリーンが2台、教材としてDVDのソフト47本になります。

譲与先の市町村になりますが、これまで貸出実績を考慮して、貸出しの多かった市町に譲与することになりました。記載のとおり富谷市と大和町になります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第77号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第77号、令和3年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それではご説明申し上げます。

議案第77号別紙でご説明申し上げます。

今般の補正につきましては昨日議案を取り下げてもらいまして、改めてご提案申し上げますものがございます。

別紙1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,280万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,608万8,000円とするものがございます。

第2条は債務負担行為の補正でございまして、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債の補正に係るもので、第3表でご説明申し上げます。

それでは6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございまして、一番上の広報おおひら印刷業務から衛生消毒に係る防疫用殺虫剤購入の16件でございます。こちらの追加でございます。期間と限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正です。変更に係ります記載は道路橋梁整備事業債で、補正前が

1億2,360万円を400万円減額の補正後、1億1,960万円とするものでございまして、内訳につきましては、尾西中山線が1,870万円の減額、海老沢線ほか2が1,470万円の増額でございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので10ページを開きいただきたいと思っております。

歳入です。

1款1項1目個人村民税3,200万円の増、2目法人村民税800万円の減。2項1目固定資産税9,800万円の増。3項2目種別割130万円の増。いずれにつきましても徴収見込額によります増減でございます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金14万3,000円の減額。交付額確定によるものです。

11ページをお願いします。

12款1項1目地方交付税、1億1,429万6,000円の増。交付決定額の確定によるものでございます。

14款1項2目教育費負担金1万6,000円の減。

16款1項1目民生費国庫負担金8万8,000円の増。

2目衛生費国庫負担金500万9,000円の増。コロナワクチン3回目の追加接種に係るものです。

2項3目衛生費国庫補助金288万2,000円の増。説明記載の補助金です。

4目土木費国庫補助金550万円の減。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金8,364万3,000円の増。説明記載の2事業に係るものです。

次のページ、12ページをお願いいたします。

17款1項1目民生費県負担金4万1,000円の増。国民健康保険基盤安定負担金です。

2項4目農林水産業費県補助金129万6,000円の増。説明記載の4補助金でございます。

5目教育費県補助金234万4,000円の減。

6目振興総合補助金89万3,000円の減。

3項1目総務費県委託金19万1,000円の増。説明記載のとおりでございます。

13ページ、18款2項1目不動産売払収入2,639万1,000円の増。

2目物品売払収入2,540万8,000円の減。こちらにつきましては6月で補正いたしまし

た4号線の拡幅関係の土地買収と移転補償料等に係ります補正をさせていただきましたが、物品売払収入という項目で補正をさせていただきましたが、今般その土地売払収入と補償料に係ります経費につきましては不動産売払収入という項目で振替をさせていただき補正となっております。それに併せまして4号線拡幅関連に伴います衡上集会所周辺に係ります工作物の移転料98万3,319円を増額させていただきものでございます。

19款1項1目一般寄附金9万9,000円の増。1者分でございます。

20款2項2目減債基金繰入金4,000万円の減。

3目地域振興整備基金繰入金7,800万円の減。こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました村税や交付税の伸びによりまして繰入金の取りやめをするものでございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金2,600万円の減。こちらは給食センターの整備と万葉すくすく子育て支援事業に係る分でございます。

次のページをお願いします。14ページです。

22款4項1目雑入787万4,000円の増。こちらの主なものにつきましては、4節雑入772万6,000円の増、説明記載の6件分でございます。

23款1項1目土木債400万円の減。こちらは先ほどご説明申し上げました説明記載の尾西中山線と海老沢線ほか2に係る部分でございます。

15ページ、次に歳出でございます。

今般の補正につきまして、2節から4節までの人件費につきましては人事異動等による補正のため、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

1款1項1目議会費302万円の減。主なものは8節旅費と13節使用料及び賃借料でございます。

次のページをお願いいたします。16ページです。

2款1項1目一般管理費442万5,000円の増。主なものは10節需用費、修繕料は公用車に係る部分でございます。12節委託料はシステム改修2件分でございます。

5目財産管理費163万円の増。主なものにつきましては、10節需用費133万4,000円のうち説明に記載されております光熱水費114万5,000円の増、こちらにつきましては、庁舎に係ります電気料でありまして、今般冷暖房設備が従来の重油から電気式に変わったことによりまして、その不足額を計上したものでございます。

12節委託料79万8,000円につきましては、旧テニスコートを払下げ予定でございます。

が、こちらの筆界確定及び分筆作業に係ります委託料を計上してございます。

次のページ、6目企画費です。8,793万2,000円の増。こちらにつきましては、説明記載にあります4事業分でございます。とおおひらふるさと祭り費につきましては事業中止分に係る減額となっております。

次のページ、18ページをお願いします。

24節積立金9,369万7,000円でございます。こちらの内訳につきましては、給食センターに係る部分が1億4,385万4,000円、万葉すくすく子育てサポート事業につきましては1,001万4,000円でございます。

8目財政調整基金費1億768万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては24節積立金といたしまして財政調整基金、あとコロナ事業中止による新型コロナウイルス感染症対策基金積立金として1,868万9,000円を積立てするものでございます。

次に10目諸費、こちらにつきましては、19節扶助費につきましては、昨日ご可決いただきましたよりそい条例の関係の科目設定でございます。

次のページ、19ページ、2項1目税務総務費76万円の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費59万3,000円の減額。こちらにつきましては、主なものは12節委託料と13節使用料及び賃借料、コンビニ交付に係る経費でございます。

次のページをお願いいたします。20ページです。

2款5項2目指定統計調査費、こちらは経済センサス活動調査確定によるものでございます。

6項1目監査委員費39万1,000円の減。

3款1項1目社会福祉総務費148万2,000円の増。こちらにつきましては説明記載の3事業分でございます。

2目国民年金費175万円の減額。

3目老人福祉費381万6,000円の減。こちらにつきましては説明記載の4事業分で、2番目の敬老会事業につきましてはコロナ関係による中止による減額でございます。

4目障害者福祉費91万1,000円の増。主なものは19節扶助費でございます。

次のページ、22ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、こちらは財源入替えとなっております。

2目児童措置費23万7,000円、こちらは22節国庫補助返還金でございます。

5目児童保育費1,000円の増。

4款1項1目保健衛生総務費230万8,000円の減。

次のページ、23ページ、2目母子保健費24万7,000円の増。説明記載の2事業分でございます。

3目予防費705万1,000円の増。こちらにつきましても説明記載されております4事業分でございます。主なものは12節委託料の527万9,000円、こちらのコロナワクチン3回目接種に係るものとなっております。

次に24ページをお願いいたします。

4款1項4目環境衛生費226万7,000円の減額。こちらの主なものは27節繰出金戸別合併処理浄化槽会計繰出金となっております。

3項1目上水道施設費2万9,000円の増。こちらにつきましては高料金対策となっております。

5款1項1目農業委員会費1万4,000円の増。

次のページ、25ページをお願いします。

2目農業総務費2万6,000円の増。

3目農業振興費540万5,000円の増。こちらにつきましても説明記載の3事業分、ふるさと祭りにつきましてはコロナ関連によります事業中止分の減額でございます。

振興総務費の主なものにつきましては18節の負担金補助及び交付金で説明記載の4補助金でございます。

4目畜産振興費3万円の減。

次のページ、26ページをお願いします。

5目農地費30万3,000円の減。

2項1目林業振興費138万6,000円の増。こちらの主なものにつきましては、7節、18節はワイヤーメッシュ関連経費でございます。あと22節につきましては県補助金返還金で、こちらは給食センター予定地の樹木の伐採に係ります平成30年に樹幹注入した振興総合補助金、こちらの返還金でございます。

6款1項1目商工総務費193万4,000円の減。こちらの主なものにつきましては、10節、13節が新春のつどい中止に係る減額分でございます。

7款2項1目道路維持費490万2,000円の増。こちらの主なものにつきましては13節で除雪機械の借り上げ料でございます。

次のページをお願いいたします。28ページです。

2目道路新設改良費497万1,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の2事業に係ります増減でございます。

4項2目公園費1,040万4,000円の減。こちらの主なものにつきましては、14節工事請負費で請負額確定によるものです。

3目下水道費901万9,000円の減。こちらは下水道会計の繰出金となっております。

次のページ、5項1目住宅管理費4万2,000円の減。

2目定住促進住宅管理費353万9,000円の増。主なものにつきましては、10節需用費で退去に伴います修繕料でございます。

9款1項1目教育委員会費9,000円の減。

2目事務局費400万4,000円の減。こちらにつきましては説明記載のとおりでございます。

次のページ、30ページをお願いいたします。

こちらの主なものにつきましては、12節の委託料204万6,000円の減につきましては通園バスに係るものでございます。

2項1目学校管理費につきましては財源の入替えでございます。

2目教育振興費181万6,000円の減。こちらの主なものにつきましては、スクールバスの運行費に係る12節委託料でございます。

次のページ、31ページ、3項1目学校管理費1万3,000円の減。

2目教育振興費1万7,000円の増。

4項1目社会教育総務費261万3,000円の増。こちらにつきましては説明記載の3事業分でございます。

2目公民館費320万6,000円の減。こちらにつきましても説明記載の3事業によります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4目平林会館管理費25万7,000円の増。こちらにつきましては、説明記載の光熱水費で電気料でございまして、先ほどご説明申し上げました庁舎の光熱水費と同じ考えでございまして計上しております。

5目万葉研修センター管理費5万円の増。

6目美術館管理費39万5,000円の増。

次のページ、33ページをお願いします。



5 項 1 目保健体育総務費15万円の減。

3 目学校給食センター管理費341万円の増。こちらにつきましては、主なものは12節委託料で、給食センターの予定地の樹木伐採に係る委託料となっております。

10款 1 項 2 目大衡村排水処理施設維持管理費16万3,000円の増。

3 目明神揚水機維持管理費 2 万3,000円の減。

13款 1 項 1 目予備費48万6,000円の増。こちらは財源調整でございます。

なお、34、35ページに給与費明細書を添付しておりますので、後でご覧いただきたいと思えます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

2 番（小川克也君） 11ページの、学校給食センター整備事業の基金についてお聞きしたいと思えます。

学校給食センター建て替えに向けての積立てをしておりますが、何年まで充当していくものなのか、そして総額が幾らになり、給食センター建築費用がどのぐらいかかるのかお聞きします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず事業費につきましては、現在実施設計を組んでおるところでございます。これにつきましては財源として防衛の9条交付金、こちらを充当予定でございます。当初、積立ては6億円を予定しておまして、今般の積立てを含めまして基金残高が4億円になる見込みでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

2 番（小川克也君） 給食センターの建設費の説明をお願いします。まだ答えをもらっていないです。（「設計かけて……」の声あり）どのぐらいかかるかでよろしいです。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 先ほどご説明したとおり現在実施設計中ですので、詳細な事業費はまだ確定はしておりませんが、当初の計画でありますと約8億円を見込んでおります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

2 番（小川克也君） 基金は6億円積み立てる予定で、2億円ほど不足するのかなと思えますが、不足分はどのような形で補うのかと、給食センター整備計画は今も順調に進んでい

るのか、また先ほど説明でありましたが、中学校樹木伐採も、秋に伐採するとの話ですが、中学校移設候補地、中学校で決定するものなのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、財源の関係につきまして、私のほうからお答えしたいと思いますが、財源の主なものとは先ほどお話ししたように防衛の9条交付金が主なものでございまして、不足額につきましては現在のところ起債を予定してございます。

計画につきましては教育委員会のほうでお答えしたいと思います。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 建設予定地としましては、基本構想の中で中学校北側と役場前村有地の2つの候補地で検討しておりましたが、中学校の北側のほうで建設予定地はこちらのほうに決定ということで進めておるところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私もちっと今の給食センターにも関連がありますが、防衛の調整交付金の関連で伺います。

今回、交付金としまして追加補正で2億1,364万3,000円の総額なんですけど、これで今年度の確定額なものかどうか。それと、今年度分の事業予定の充当先、基金に一旦入る分もありますし、直接事業費に振り分ける部分もあると思うんですけど、その辺の充当先の事業ごとに金額を伺います。

それと、基金からの繰入れ、13ページですかね、当初で4,400万円の予定が、今回減額しまして1,800万円に減額になっていますが、減額する分、どこの事業に充当する分が減額になるか、その点を伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、第1点目の今年度の9条の充当内訳でございます。1つ目は万葉すくすく子育てサポート事業費助成事業に1,000万円の充当でございます。2つ目が先ほどご説明を申し上げました学校給食センターの整備事業、こちらに最終的には1億4,337万3,000円、あとは西沢用排水路整備事業、こちらに2,000万円の充当、あとは五反田運動広場整備事業に4,000万円の充当でございまして、合わせまして2億1,337万3,000円でございます。

あとは基金からの繰入れでございますが、給食センターにつきましては、今年度実施

設計等に充当予定でございますが、入札結果によりまして800万円充当してございます。あと、万葉すくすく子育てサポート事業のほうに1,000万円で、合わせまして1,800万円の最終的な繰入れとなりましたので、その調整のために今般2,600万円の減額補正とさせていただきます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） そうしますと、調整交付金の特交の基金、総額としましてはどの程度の残高といいますか累計見込額になるのでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今年度2次配分まで交付決定してございますので、先ほど申し上げました2億1,337万3,000円が今年度の交付額となっております。（「基金そのものの残高についてお願いします」の声あり）

失礼しました。基金につきましてはまず1点目、給食センターのほうにつきましては、今年度の積立てと先ほどお話ししましたその実施設計への800万円の充当の取り崩しも差し引きますと、今回の補正予算に計上しております残高につきましては4億6,844円、利子も含めますとそのような予定となっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 3点ほど質問というか確認したいと思います。

1番目に26ページですが農業振興費の中の環境整備事業ということで400万円、これの予定される事業とありますが、そういったものが何なのかということをもまず1点。

それから2点目が、尾西中山線の改良舗装で4,000万円ばかり減額になると、そして逆に海老沢線で4,000万円が増えるという、この中身について、私は産業教育でない部署からお伺いしたい。

3点目が委託料ですか、教育関係で通園バスとスクールバスと、両方とも200万円ぐらいつつ減額になっている、この中身について、その3点を伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 環境整備事業の関係の補助金400万円の関係でございますけれども、この補助金につきましては当初700万円を予算措置させていただいているところでありますけれども、現在の負担行為の額としましては685万5,500円ということで、残額として14万4,500円ほどとなっているものでございまして、現在、申込みの聞き取り、おいでいただいておりますものにつきまして、雇用支援の部分1件、雇用

のほうが20万円ほど、個人からの40万円ほど、法人からのご相談が300万円ほど、水利組合から50万円ほどということで、それらを勘案いたしまして、今後の見込額が410万円ほどというふうに見積もっておるところでございまして、残額との差額400万円ほど、今後執行見込みがあるということでございまして、今般補正を要求させていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 尾西中山線と海老沢線の関係でございまして、今回の補正で尾西中山線改良舗装事業といたしまして4,635万円の減額と海老沢線ほか2路線の改良舗装事業で4,137万9,000円の増額をさせていただいております。これは、尾西中山線につきましては今年度事業完了見込みとなっております、今年度の事業予算につきましては、元年度の事故繰越予算と令和2年度の明許繰越予算、それと令和3年度の現年度予算のほうで事業を進めておりまして、ようやく今年の12月中に完成予定になっておりまして、事業費を精算した結果この減額が発生しております。繰越しが重なっている関係で予算の余剰金が出ているという関係がありまして発生しております。この分につきまして、海老沢線の補助金のメニューが同一メニューであることから、補助金を返還するのではなくて、事業間で流用させていただいて、海老沢線のほうの事業の進捗を図りたいということでこのような補正になった次第でございます。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） こども園の通園バスとスクールバス、それぞれ業務委託料で200万円ずつ減額している理由になりますけれども、当初予算設定の際に、宮城県の労務単価表によりまして積算した関係で、若干予算のほうが高く上がっておりました。実際、契約額のほうが安価だったため、今回約200万円ずつの減額補正をさせていただくものです。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 第1点目の環境整備、これの行き先は今おっしゃられたんですが、事業の中身としてどういったものに使う用途で申請になっているのかということで、改めてお聞きします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご存じのとおり環境支援整備事業でございますので、畦畔の撤去とか、農地の改良といたしますか、そういったものとか、水利組合であればポンプなど

の更新とか、そういったものが主なものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） その金額で多いものといいますが、今の状態でも田んぼを大きく直したいとか、そういったものに大分役立っているということは分かっております。そして、多分足りなくなる、畦畔なんかにすれば、ほかの畦畔つき事業が保全のほうでも出せるということなんで、そういったものではないんだろということ、金額の大きいものといえますか、そういったものは何があったのかなということで、申請されている部分をお伺いしたいと思ったんです。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 昨日も一般質問等で話が出ているとおり、大衡村の農地、小さいものが多いということもありまして、法人のほうでそういったものの畦畔等を撤去して、区画を大区画化するとか、そういったものが法人のほうから今出てきているということで、その改良に係る費用が大きいということが主なものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。議長指名しました。

10番（佐々木金彌君） 言い忘れたので、すみませんでした。

通園バスとかスクールバス、これはいわゆる毎年の、今回も管理料ということで、その中での単年度契約ですよ。そうすると今年の分について大きく余ったということになるんですか。契約の際に契約金額と想定額との違いだということで解釈していいわけですか。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 実際の契約額は安価な価格での契約ということで、当初予算のほうの県の労務単価ということで、若干高く積算、計上させていただいたということでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 歳出、4点ほど確認いたします。

1点目は、各科目人件費です。国の動きもありまして、今年の場合いろいろ大変だったのかなという中で、ほとんどの科目が減額精査する、今回、242万9,000円、給与明細書見ますと総額で減額しておりますけれども、今回の補正で現体制の職員体制における支給、今回の補正で大体年度末までいけるのかどうか、1点目。

それから2点目、庁舎管理関係で、庁舎空調が電気式に変更したためという説明が

ありましたが、たしか事業費の計上段階で、重油と比較する場合という説明はあったと記憶していますけれども、その辺、もう少し具体的にどういう状況にあるのか、今回の追加、その辺、実態からしてどうなのか。

3点目としては、今度、コンビニにおける証明書の交付、これらの関係でコンビニに係る経費の追加という説明がありましたけれども、これは当初で見ていなかった分なのかという点。

それから最後に、土木費の中で建設機器の借り上げ料、除雪機、これは当初でやはり見ていなかったのか。

以上の4点、質問したいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まず1点目の人件費の関係でございますけれども、当然10月1日で人事異動がありました。その後のいわゆる職員の体制で、各課積算してございますので、ちょっと異動の関係は分かりませんが、1月1日の異動等もひょっとしたらあるかもしれませんので、今現在の考えではこの人件費で十分間に合っているというような考えでご理解いただいて結構でございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 庁舎の電気料についてお答えしたいと思います。

ご存じのとおり冷暖房設備が重油式から電気式になったということで、当初予算のときは電気料がどのくらいかかるのかというのがちょっと見込めなかったということもありまして、現時点での月平均が約40万円ほどになっておりますので、それを含めると、今後寒くなってくるともう少し電気料もかかるのかなということを見込んで、大体45万円ほど見込んで、今回不足額を計上させていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、住民基本台帳費のコンビニ交付の予算の関係に対してお答えいたします。

委託料を180万円ほど減額させていただいて、13節使用料及び賃借料、こちらのほうを130万円ほど増額させていただいているわけですが、当初の段階で業務委託として予算計上していたものを、使用料及び賃借料のほうに入れ替えたというのが主な要因でございます。当初の段階で委託料で委託契約をする予定でしたが、実際にその内容を業者さんと詰めていったところ、サービスの使用料ではないかということになりま

して、予算の組替えをしたものでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 機械の借り上げ料につきましては、こちらは先ほど企画財政課長も申しあげました除雪機械の借り上げ料に加えまして、道路維持の通常の機械の借り上げ料も含めた形で当初予算を計上してございます。ただ、当初予算の時点では積み上げのほうの見積りのほうはしておりましたが、予算の編成の都合上、補正予算のほうで一部対応をするということで、今回補正をさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 人件費については10月1日現在ということで理解しました。

光熱水費ですけれども、実績で40万円を45万円の今回見直ししての計上ということですけれども、ちょっと記憶がないものですから、総額的に年間通して見た場合12月でどうなのか、重油と電気、参考にそれを再度伺いたいと思います。

それからコンビニ交付に関する経費、科目外ということで理解しましたが、併せて関連しますので、再度進捗状況について伺いたいと思います。

土木費については理解しました。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、重油時代の経費につきましては現在資料を持ち合わせておりませんが、現時点での電気料、先ほどお話ししました平均で約40万円ほどかかっておるといってございまして、このままいきますと今年度は約500万円ほどの電気料がかかるものと見込んでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 証明書のコンビニ交付の事業の進捗状況でございますが、11月にJ-LISのほうで模擬テストを終了いたしまして、問題なく合格点をいただいております。今月中旬になります、村内のコンビニ店舗で実際のデータを一時的に開放した状態にして、実際の証明書を取るというテストを行う予定でございます。そちらのほうのテストをクリアして1月4日から各コンビニにおいての、マイナンバーカードを使ってにはなりますが、証明書の交付ができるようになるという状態でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 23ページの予防費のところでお伺いします。

新型コロナウイルスワクチンの接種事業費で増額になっておるようです。現状のワク

チンの接種状況、そして今後の動き、それをお伺いしたい。

それと、同ページの中で東北大学のセンターへの費用負担ということで載っているんですけども、これの詳細内容をお伺いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在の接種状況につきましては詳細な資料が手元にはございませんが、現段階で1回目接種につきましては90.1%になってございます。2回目接種につきましても89%台に現在なっております。

今回の補正につきましては、3回目接種の費用を計上させていただいております。現段階では12月1日から3回目接種が開始というところでございまして、村内におきましては医療従事者向けで4名の方に発送してございます。順次、1月、2月と高齢者それから施設関係者への接種券ということの発送になってまいります。

それから東北大学ワクチン接種センターの運営に係る費用負担でございしますが、こちらは大規模接種会場で行われておりました仙台市、宮城県における大規模接種に係る負担金を県内自治体での案分ということでの負担金ということで発生したものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ワクチンは強制ではないのでまだ打たれていない方もおりますけれども、その打たれていない方の中に、打てない方と嫌だというふうな、打ちたくないという方と、状況があるかと思うんですけども、その辺の把握はなされているものなんですか。

それから、3回目の接種に今後入っていくんですが、報道では8か月以降とかというふうにされていますけれども、村も同じような考えなのか、その辺をお願いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在、接種対象と言われております対象者の割合では、先ほど申し上げました9割ほど接種されている状況ですが、残り1割の方につきましては、希望されない方、あるいは接種できない方という、その辺の区分けにつきましては把握してございません。

8か月以降ということでの3回目接種、ブースター接種と言われているものでございますけれども、こちらにつきましては、最近マスコミ報道等で短縮でということ接種の話も出てきております。現段階では、富谷市、黒川地域におきましては、原則8か月



以上ということでの原則に基づいて接種の準備を進めているところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 29ページ、住宅費の中の定住促進住宅管理費の修繕料のことについてお尋ねをいたします。

350万円の補正をしております。説明によります退去による修繕であるということでございます。退去の件数、それから修繕内容を少し詳しくご説明を願います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 定住促進住宅の退去の件数なんですけど、今年度、現段階での退去の件数といたしましては3件となっております。

修繕の内容なんですけど、ちょっと部屋によってもいろいろあるんですけど、壁紙の貼り替え、塗り替え、風呂釜の交換だったり、傷み具合によっては床の修繕とか、あと壁、床、あと全体的に塗装の部分、新しく入居される方の兼ね合いがありますので、そういった全体的な塗装の部分等々含まれるものでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） その3件のうちで一番お金のかかった金額は幾らだったのか、それから現在の入居者数をお知らせください。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 修繕料の中で一番大きくかかったのが、1件90万3,000円ほどかかった案件がございます。

入居者数につきましては、すみません、手元にちょっと持ち合わせていなかったんですが、現在20戸ほど空きがあったかというふうに記憶しております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） この修繕料については当初予算の措置がなされていたのかどうかのことと、それからこの350万円というのは今後の支出見込額も含んだ金額なのか、その辺を伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 当初予算のほうである程度見込みの部分で予算計上させていただいております。これまでの実績に加えまして、今後のあくまで見込みという形になりますので、その中で計上させていただいておりますが、入居者の方がいつ退去されるかという部分、ちょっと予測がなかなか難しいという部分と、風呂釜のほうなんかの故障

なんかもあるんですが、これもちょっとどのタイミングで来るかという部分のところも、発生したときに随時対応しているというところがありますので、過年度の実績等を踏まえながら見込みの部分で今回補正をさせていただいております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 最初、18ページ、財政調整基金費、新型コロナウイルス感染症対策基金積立てとして1,868万9,000円というのがありますけれども、こちらは事業中止になった分だと思うんですが、その事業中止というのはどういうものであったものかというのが一つ。

それから25ページ、農業振興費、農業次世代人材投資事業補助金150万円、こちら、前は泉の方が5年間の補助だと思うんですけれども、これは県からの補助金だと思うんですけれども、どういう方がこの補助対象になったものか、そして村に住んでいる方なのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今般のコロナ基金への積立てでございますが、まず1点目は、万葉まつりや村民体育大会等の事業を中止したことによりまして、9月補正で減額させていただいております。それに加えて、下半期、ふるさと祭りやら新春のつどいやら、今般減額補正をさせていただきますので、それらの事業中止に伴います額を合わせて今般基金に積立てをするものがございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

農業次世代人材投資事業の関係でありますけれども、先ほどお話がありましたとおり、平成26年から1名の方、5年間この事業の適用になったというものと同じものございまして、詳細を申し上げますと経営開始型ということでもう既に就農されるという方の後押しをする資金ということでございまして、その補助が国、県を通じて村のほうに交付されるものを、さらに村からその方に補助するという制度でございまして、経営開始から1年から3年までは年間150万円をということで、今回は初年度でありますので150万円ということになりまして、その後3年後以降、4年目、5年目については120万円ということで、5年間そういった支援をする制度となっているものがございます。

今回の方については衡上地区で花の栽培、以前から花卉栽培農家のほうで補助的な役割でずっとされてきた方でありましてけれども、今般新たに独立といいますか、その同じ

場所の中で、自分の農地をその方からお借りをして花卉栽培を始めたいということで、県の改良普及センターなどの指導も仰ぎながら取り組んでいらっしゃる方でございます。村内のほうにいらっしゃいます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 事業中止分の積立てということで理解いたしました。今後、この積立てを充当する予定というか、そういうものがあるのであればお尋ねしたいと思います。

あと、次世代投資、こちらは前ですと1年から5年までずっと150万円ずつだったと思うんですけども、四、五年になると120万円に少なくなるという部分だということに理解しました。やはりこの次世代人材育成、こういう部分に対していろいろな要件なんか分からない方もいらっしゃいます。そういう方々へ親切な対応で、新しく新規事業にする方々へ対応していただきたいと思いますが、その辺についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

このコロナ基金につきましては、現時点で予定している事業はございません。しかしながら、今後、第6波等いろいろと予想されている不測の事態もあり得るということもございますので、そのときに様々な角度から検討して、充当事業を検討したいと考えてございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） この農業次世代人材投資事業でありますけれども、昨日も一般質問等、高橋議員のほうからあったとおり、現状として大衡村として少子高齢化ということで、担い手もなかなか不足だということでもありますので、大衡村としても大変ありがたい取組でございます。そういったご相談もあるわけではありますけれども、なかなか条件等が合わなくて、こういうふうで大衡で始めるといところに至るまでというのが、なかなか現時点では少ないわけですが、このほかにも現在1件ほど、大衡村内の農地を借りて、それこそアスパラをやりたいという方があるので、何とかそれを同じような支援策、さらには村としても何かいろいろ指導なり、県等とも協力しながらやりたいと思っておりますが、当然貴重な人材でありますので、懇切丁寧に、ご相談があったらぜひ大衡で始めていただくようなマッチングなり、そういったお世話というあまり

にも高い点からですけれども、相談に乗りながら何とか大衡で進めていただくように、就農していただくように努めていきたいと考えております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 今の話、ちょっと興味があったんですけれども、私の質問は別なところでいきます。

13ページの財産収入の中で、不動産売払収入と物品売払収入2,600万円の増と2,500万円の減、これは4号線関連も含まれているとは思いますが、その辺の詳細と、それから歳出のほうで林業費の中で、22節の県の補助金返還金というのが106万5,000円ありますけれども、これはどういう事業で返還されたのかをお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

先ほどご説明申し上げました6月の補正予算で、4号線の拡幅関連で旧テニスコートの国交省に対する土地の売払収入と物件の補償料がございました。そちらを補正させていただいたんですが、項目として物品売払収入という項目で補正をさせていただいたものを、今般項目を不動産売払収入のほうに振り替えさせていただくというものでございまして、その6月補正分が2,540万8,000円と、今般新たに国交省から衡上集会所周辺の工作物等の補償料がございまして、こちらが98万3,319円になりますので、それらを合わせまして今般建物売払収入に2,639万1,000円を増額させていただくものでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 県の補助金の返還金でありますけれども、先ほどの説明の中で企画財政課長のほうからお話しさせていただいたとおり、県の振興総合補助金の中の、宮城の松林健全化事業補助金というものでございまして、ご存じのとおり大衡中学校周辺部の赤松林というんですかね、中央公園の松林は、年度ごとに樹幹注入ということで、薬剤を注入して何とか松枯れをしないように、そういったところで保全をしているところでございますけれども、それが平成30年度分に実施した部分でございまして、今回の学校給食センターの整備事業によりまして樹幹注入をした木の伐採が必要になったということでございまして、その平成30年度分に補助を受けた金額を返還するという事で計上させていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） テニスコートを物品としてカウントしていたのを不動産と、テニスコートは物品だったんだね、不動産だと思ってたんだけど、こういうのがちょっと分からなかったんですけれども。

それから、4号線、今現在、拡幅関係で中学校のところの松林を随分伐採しましたよね。私はあれがそうだったのかなと思ったんです、この百何万を減額した理由が。そうすると今後、中学校のところに給食センターが建設されるために、その部分が、松林を伐採するからその補助金が減額されると。とすると、今年中学校の道路、4号線沿いの松林あるいは桜の木を切ったんですけれども、それらに関する県の助成金の減額はあったんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご質問の内容は分かったわけですが、国の事業での4号線沿いの伐採に関しての、そういった返還等の話は、県のほうからは現時点では承っておりませんし、村としても今のところそういった返還の対象にはなっていないというふうには解釈しております。

議長（細川運一君） 4号線沿いの伐採したものに関する関係はあるかという……、どこですか。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

ただいま産業振興課長がお答えしたところでございますけれども、今般の中学校脇の4号線の沿線、こちらにつきましては、移転補償といいますか土地の売払いがかかりまして、桜の木も境界ぎりぎりということもありましたので、今後を見通しまして伐採したほうがいいだろうということで、今回の売払い収入と移転補償料を財源として伐採をさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 先ほど2問目で聞くのを忘れてしまったんですけれども、衡上地区の集会所周辺のところの売払いというのは、そうすると例えば衡上の上り線のバス停なんかもありますんで、そこも関連するの。あそこはたしか別な個人の方の土地をお借りしているというような感じだったと思いますけれども、そこら辺も含めての今回の売払い関連の事業に入ってくるんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般、補正予算を計上させていただいております衡上集会所周

辺の補償料につきましては、集会所周辺に門柱がございます。その門柱の補償料であったり、周辺の掲示板等もありますので、そちらの移転補償料となっております。バス停については含まれてございません。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開を11時40分といたします。

午前11時30分 休 憩

---

午前11時40分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第8 議案第70号 令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第70号、令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第70号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第70号別紙令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,200万円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税674万8,000円の増。1 節医療給付費分現年課税分から3 節介護納付金分現年課税分、いずれも収入見込みによる増額でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金164万7,000円の減。保険税軽減分については3,000円の減、保険者支援分については17万6,000円の増でございます、いずれも交付申請によるものでございます。3 節の職員給与費等繰入金182万円の減につきましては、職員人件費分及び事務費分でございます。

続きまして7 ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費178万9,000円の減。2 節給料から4 節共済費の職員の人件費分でございます。

2 款 1 項 2 目一般被保険者療養費15万円の増。見込みによる増額でございます。

次のページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分58万3,000円の減。

2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分12万2,000円の減。

3 項 1 目介護納付金分115万6,000円の増。

いずれも見込みによる増減でございます。

9 款 1 項 1 目予備費628万9,000円の増額につきましては、財源調整でございます。

次のページ、10 ページは健康保険事業勘定特別会計の給与費明細書でございます。こちらにつきましては後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第71号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第71号、令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明を、議案第71号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,160万円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてでございます。4ページでご説明申し上げます。

地方債の補正といたしまして、特定環境保全公共下水道事業債の限度額620万円に350万円を追加し、補正後の限度額を970万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明を申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金9万4,000円の減。受益者負担金滞納繰越分の減額です。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金161万8,000円の減です。

5 款 1 項 1 目雑入25万円の減です。こちらはふるさと祭り中止に伴う宮城県下水道公社及び宮城県下水道協会からの助成金の減額となります。

6 款 1 項 1 目下水道事業債350万円の増です。こちらは国道4号下水道管移設設計業務分といたしまして300万円、公営企業法適用化移行業務分といたしまして50万円となっております。

続きまして8ページ、歳出についてでございます。

1 款 1 項 1 目総務管理費18万8,000円の増です。10節と11節はふるさと祭り中止に伴う減額となります。12節委託料49万4,000円の増につきましては公営企業法適用化の移行業務分となっております。

2 目管渠管理費174万6,000円の減です。委託料の減額となっております、下水道施設維持管理業務及び水質管理業務の精算見込みによる補正となっております。



2項1目公共下水道建設費309万6,000円の増です。委託料の増額となっております、国道4号下水道管移設詳細設計業務に係る補正となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 1点だけ確認します。国道4号拡張に伴う移設工事関係、設計委託、場所的に何か所あるのか、それだけ確認します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず今回の補正なんですけれども、令和2年度に同じく下水道移設詳細設計業務を行っております、今回国交省の設計の見直しと工事の進め方の関係で、設計の一部修正が必要になったことから補正をさせていただくものでございます。

令和2年度に実施しております全体的な移設工事箇所のご質問につきましては、8か所ほど対象箇所がございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと場所は8か所で、今回国交省とのやり取りの中での追加、必要経費が出てきたということでよろしいのか確認いたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問のとおりでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第72号 令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第72号、令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第72号別紙でご説明申し上げますので、1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,007万2,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料180万円の増。2節現年度分普通徴収保険料の増額でございます。年齢到達などの収納見込みでございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金3万5,000円の減。2節事務費繰入金分の減額でございます。

8款1項1目介護サービス計画収入36万7,000円の増。加算分の増額でございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費8万円の減。10節需用費につきましては消耗品費として追録代3万円の増。12節委託料11万円の減につきましてはシステム改修の業務完了によるものでございます。

4項1目運営協議会費4万5,000円の増。介護保険運営委員会委員の報酬及び費用弁償の増額でございます。

2款1項5目居宅介護サービス計画給付費11万7,000円の増。委託連携加算などによる増額でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費25万円の増。介護予防ケアマネジメントの増によるものでございます。

2項1目一般介護予防事業費2万1,000円の増。職員の人件費増によるものでございます。

7款1項1目予備費177万9,000円の増。こちらにつきましては財源調整でございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第73号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第73号、令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第73号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,660万3,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてでございます。4ページでご説明申し上げます。

地方債の補正といたしまして、合併処理浄化槽整備事業債の限度額750万円に160万円を追加し、補正後の限度額を910万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして7ページ以降の事項別明細書でご説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金11万7,000円の増です。浄化槽設置基数増に伴う増額となります。

4款1項1目一般会計繰入金31万8,000円の減。

6款1項2目消費税還付金44万4,000円は確定によるものです。

7款1項1目下水道事業債160万円の増です。内訳といたしまして、浄化槽設置基数増に伴うものといたしまして110万円、公営企業法適用化移行業務分といたしまして50万円となっております。

続きまして8ページの歳出でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費55万6,000円の増です。12節委託料49万2,000円の増につきましては、公営企業法適用化移行業務分となっております。

2目の合併処理浄化槽建設費128万7,000の増です。工事請負費の増額となっており、浄化槽の設置基数増に伴うものとなっております。

10ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開を1時といたします。

午前11時55分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 議案第74号 令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第74号、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第74号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第74号別紙、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,741万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料200万円の増。収納見込みによる増額でございます。

3款1項1目事務費繰入金16万2,000円の増。人件費分増額による繰入金の増額でございます。

2目保険基盤安定繰入金155万5,000円の減。見込みによる減額でございます。

続きまして歳出でございます。

1款1項1目一般管理費8万4,000円の増。2節から4節職員人件費分の増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金44万5,000円の増。歳入でご説明申し上げました保険料の増額及び基盤安定負担金の減額によるものでございます。

次のページをお開き願います。

4款1項1目予備費7万8,000円の増につきましては、財源調整でございます。

9ページにつきましては給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第75号 令和3年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第75号、令和3年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第75号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は総則についてでございます。

令和3年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出についてでございます。令和3年度大衡村水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益及び支出の第1款水道事業費用について、それぞれ2億4,284万5,000円に21万5,000円を追加し、2億4,306万円とするものでございます。

2 ページでございます。

第3条につきましては、資本的収入及び支出の規定でございます。予算第4条の本文括弧書き中「過年度損益勘定留保資金3,288万3,000円」を「過年度損益勘定留保資金3,387万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入1,000円に266万9,000円を追加し、267万円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出3,288万4,000円に366万5,000円を追加し、3,654万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、5ページ以降の予算説明書でご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてでございます。1款2項5目雑収益21万5,000円の増です。今年度、海老沢地区で発生しました水道管破損事故に伴う賠償金分の補正でございます。

続きまして支出、1款1項4目総係費6万4,000円の増です。15節修繕費の補正でございまして、調定システムカスタマイズに係る修繕料となっております。

5目減価償却費4万9,000円の増です。前年度末までに資産化したしました量水器及び排水管分の減価償却費に係る補正となっております。

6目資産減耗費9万9,000円の増です。衡東中継ポンプ場のポンプ除却更新に係る補正となっております。

4項予備費3,000円の増につきましては財源調整となっております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入についてでございますが、1款1項1目開発負担金266万9,000円の増。こちらは開発負担金1件分の補正となります。

支出の1款1項2目排水設備拡張費366万5,000円の増につきましては、1節工事請負費といたしまして204万9,000円の増です。こちらは衡東中継ポンプ場のポンプ更新分の工事請負費となっております。2節委託料161万6,000円につきましては、国道4号の上水道管の移設設計業務に係る委託料の補正となっております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第76号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第76号、令和3年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案第76号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,810万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,419万1,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思っております。

今般の補正につきましては、既に国のほうで閣議決定されております子育て世帯への臨時特別給付事業に係る予算でございまして、早期の給付を図るために追加提案させていただいたものでございます。あわせて、11月の下旬に指定寄附がございましたので、それも併せて計上させていただいたものでございます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

16款2項2目民生費国庫補助金5,700万3,000円の増。こちらにつきましては説明記載のとおり、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金と事務費補助金でございます。

19款1項2目指定寄附金110万円の増。こちらにつきましては、診療所の先生からの指定寄附でございまして、民生部門であります社会福祉協議会と老人クラブへの補助金と、教育部門、小中学校への図書購入代との指定寄附でございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

3款1項1目社会福祉総務費5,710万3,000円。主なものにつきましては、令和3年度子育て世帯への特別給付事業に係ります18節と指定寄附分の社会福祉協議会、子育て世帯への臨時特別給付事業、前に戻りまして12節委託料につきましては子育て世帯への給付事業の事務業務委託料となっております。

3目老人福祉費80万円につきましては、18節の老人クラブ等への補助金でございます。続きまして次のページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。

9款2項2目教育振興費10万円の増。10節消耗品費図書購入代でございます。

3項2目教育振興費10万円の増。こちらにつきましても10節の図書購入代10万円でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、現在分かっているところで詳細説明と今後の給付スケジュール、その辺をお伺いします。



議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） お答えいたします。

まず、子育て世帯への臨時特別給付金の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一環として、臨時特別の一時金を国のほうで制度を設計したもので支給するものでございます。児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除いてゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり5万円を、児童手当の仕組みを活用して支給をするものでございます。

支給の方法でございますが、児童手当の9月分の支給決定者、こちらに関しては児童手当のほうで対象者を既に把握しておりますので、そちらの方は申請が不要となっておりますので、こちらから通知を差し上げた上で児童手当の口座のほうに振り込むというような状態になります。そのほかの高校生、あとはこれ以降に生まれた新生児と公務員のお子様に関しては、児童手当のほうでデータを持っておりませんので、こちらの方は原則的には申請が必要となるものでございます。

支給対象児童でございますが、児童手当9月分の決定されている方でございますが、こちらは子供の数が827人、親、受給者の数ですね、こちらが458人。ここからは概算になるんですが、予算取りの数字を申し上げます。高校生180人、新生児30人、公務員83人、合計1,120名ということで予算取りを行っております。

支給のスケジュールでございますが、先ほど申し上げたように児童手当の受給者は申請不要になっておりますので、予算のほうを可決していただいた後、直ちに事務のほうに入らせていただきまして、来週早々に支給に向けての通知をするようになります。あくまでこれは児童手当受給者宛てということです。児童手当受給者については支給が12月24日金曜日、こちらを予定しているものでございます。そのほかの高校生、公務員等々の子供さんに関しては申請が必要になってきますので、こちらの方へのご案内は12月中旬頃になるかと思うんですけれども、こちらから差し上げるような形になると思います。あとは申請次第1週間ごとに区切りまして、村の支払日に合わせて支給をする予定となっております。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 何日か前の新聞に、富谷市では早々と決定して年内中に支給するような記事が載っております、それを聞かれたときに大衡でも同じように対応するはずで

すよとは言っていましたけれども、やはり気になるのは、国では10万円だというふうな話、そして残りの5万円のほうの支給に当たっては議論をされているようなところでもありますけれども、データのある方に対してはもう年内最終日には振り込まれるというふうな中で、申請をしていただかないと支給できない方はその頃にそういったお話が来るというふうなイメージだったんですね、今の説明だと。なので、その辺、やはり丁寧な説明というのが必要になるのかなと、あっちの家でもらったけどおらいでまだもらってねえようだなとか、どういうふうになってんだべなというのが常の話ですので、国でやっていることですけれども、担当する村として誤解のないように、間違いのないようにやっていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議員のおっしゃるとおりでございます、当然児童手当の受給者に関してはデータがあるので早く事務が進むというのは全国的な傾向でございます、申請が必要な高校生等に関しましては、どうしても支給するに当たって申請後に所得要件の審査というのがどうしてもワンステップ置かなければ支給できない状況になりますので、若干支給が遅れるようになります。

今回12月号の広報に1枚もののチラシを挟み込んで、現在分かる範囲でのチラシを広報した次第でございます、ある程度今の段階で事務のスケジュール等、そういったものも確定になってきましたので、ホームページ等々でもお知らせしていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 私も子育て世帯への臨時交付金についてお尋ねいたします。

今、佐々木議員からもお話がありましたけれども、私はちょっと違う観点からなんです、所得が960万円以下の方々へ支給されるわけですが、大衡村において960万円以上の世帯という方はどのくらいいらっしゃるのか、子供の把握をしていらっしゃるのかということを知りたいのと、今回この支給に当たって現金給付とクーポン券という形になっておりますが、自治体の判断においてこのクーポン、現金の給付を全額現金でも支給できるように変更できるのも可能だということも言われておりますが、その辺についてはどのように本村では考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） まず960万円を超える方でございますが、先ほど佐々木議員の

質問にもお答えしたとおり、高校生等のご家庭の方はこちらで把握、今の段階ではしておりませんので、申請後に審査をするような形になります。児童手当の方は、960万円というのが児童手当の基準の金額になりますので、そちらで見ますと子供さんで12名ほど対象から外れるということでございます。

あと、今回先行給付金ということで5万円を先に給付するわけですが、10万円の残りの5万円、当初ニュース等で報道のとおりクーポン券ということで話があるわけですが、私どものほうにも新聞報道等にあるものだけで、国もしくは県からクーポン券の詳細の通知はまだない状態でございます。本日の新聞等にも載っていましたが、子育てをポイントを使ってサイトを利用して、そのサイトで買い物できるような形を複数の市町村で構成してつくるのか、県のほうでつくっていただいて、それを市町村が利用するとか、そういった制度設計の仕組みも考えていくというような内容が今日の新聞に載っておりました。まだまだ後半のクーポン分の5万円に関してはちょっと分からないことが多い状態でございます、村としても対応というのは今のところしっかり決定している状態ではないということでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） こちらで児童手当で把握して、960万円以上の世帯は12名ということで多分今のお話だったと思うんですが、本村として12名であれば、やはり高校生の方も含めてもそんなにそんなに多い人数ではないと思うんですね。やはりそういう部分を、先ほど私が質問させていただいた、前の一般会計補正予算の新型コロナウイルス感染対策基金積立ての中から、こういった方々へも現金支給なりできるような形ができないのかということ、まずお話しさせていただきます。

静岡の島田市ですか、ここではもういち早くこの課題をクリアするため、いろいろな事務手続も最小限にするためにも、10万円の現金給付にもう決めている自治体もございます。そういうことも考えると、やはり本村はそんなにそんなに人数多くない、先ほども言いましたように、そういう部分では現金給付ということを考えてもいいんじゃないのかなというのが私の考えですけれども、どのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議員のおっしゃることも分かりますけれども、子供一人一人を見れば公平なのかということもございしますが、今般国の制度設計において支給というこ

とで事務手続を進めてまいりたいというふうな考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（荻原達雄君） ただいまのお答えに補足したいと思います。

国において正式決定したということではないこの案件で、今議論を重ねているわけがあります。仮に島田市でしたっけ、島田市が10万円を現金給付すると、それが本当に国の施策でも認められるのであれば、大衡村としてもそういうことを真剣に考えてまいりたいというふうには思います。ただ、本当に国の施策との整合性が取ればの話であります。と申しますのは、クーポン5万円、これもいろいろあるんだろうと思います、運用の仕方が、域内で、域内というのは村内でクーポンを使わなければならないという縛りがもしあった場合、どこでも使ってもいいんだったらまた別ですけども、縛りがあった場合5万円分を消費する商業施設なりなんなりが大衡村にあんまりないといいますが、ということでもありますので、それはやっぱり大衡村としては現金で10万円配ればいわけでありますから、手数もかからない。一説にはそのことによって800億円余計政府として金がかかるんだというような試算がされているようでありますから。そういったことも考えれば、当然一括10万円のほうが私はいいと思っています。けれどもまだ国との、県との調整も必要でありますから、これは断定的なことは申し上げられませんけれども、そんな姿勢を持っているということだけはお伝えしておきたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 私も3番目の質問でそのクーポンの内容をお話ししようと思っていました。村長と全く同じです。やはり5万円をクーポンで、村内だけで使うとなった場合、わざわざその5万円を使わなくていいものに使ったりとか、子供のためじゃなく、まあもらえれば世帯全員のためだとは思いますが、必要のないものまでもお金を使わなければいけないという状況になるということは、また違うことになるんじゃないかなという部分を考えますと、やはり現金支給でやったほうがいいのではないのかな。また、これは私のいろいろ調べた中ですけども、それは自治体の判断でやっていいということになっているような形も見受けられますので、これからその動向も見て、きちんとした対応をしていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 先ほど村長に答弁していただいたとおりでございまして、国の動向を注視しながら判断してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私もこの給付金の関連で伺いたいと思います。

質問で答えも出尽くしたようですけれども、村長からも答弁いただきましたんですけれども、今回の給付金の対象、ゼロ歳から18歳までの対象者ということですのでけれども、誕生日というんでしょうか、その基準日というのはいつから、何日生まれから何日までの18歳の子供なんだか、その辺の基準日をまず一つ伺いたいと思います。

あと、その使い道につきましては、今回は5万円の現金給付分だけなんですけれども、追加の5万円はクーポンという話が出ていますけれども、これも国のほうの制度がはっきりと固まっていない状況でありますので、いろいろ質疑が出ていますけれども、それ以外の自治体の裁量で判断である程度できるのであれば、私もやっぱりクーポンというよりも現金で、支給される方々が即使えるような、活用できるような給付の方法がいいのかなという感じもしますので、ぜひそういった国のほうの制度設計がきちんと出たら、自治体の判断でそういう方向でぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） まず対象の関係ですけれども、児童手当の受給者に関しては9月分の児童手当を受給されている方というふうになります。当然本村に住所がある方になりますけれども。高校生は平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方になります。あと、乳幼児というか赤ちゃんに関しては令和4年3月31日までに生まれた子供様ということになります。

あと先ほど来言われているクーポンの関係ですけれども、小川議員さんのときの質問にも答えたとおりで、国の考え方を見ていると、極力やはり現金給付ではなくて、以前に特別定額給付金を配ったときに預金に回されたというようなニュースもございまして、極力クーポンが望ましいようなことは情報としては入ってきています。ただ、大衡村は先ほど来懸念されているとおりで、実際の買い物、大衡村に限った場合はちょっと不都合が出てくるのかなというのがございまして、そういった小さい自治体のために今日の新聞でもあるとおりで通販サイトを開設して、そこで子育て用品を買うような方向性を今検討しているというようなものが載っていました。それが結局小さい自治体一つですと、

なかなかそういった通販サイトを開くということも難しいので、それを都道府県単位でできることも検討するというようなことも書いておりましたので、今後その説明会等々、そういったものを注視しながら事業に向けて、村として検討していきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。住民生活課長、答弁ありますか。ないのね。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 年齢はそうしますと、来年の3月31日まで生まれる子供さんから上の子供さんは平成15年の4月2日生まれの方まで、高校生に限らずその年齢の18歳に達した人も当然入るわけですよ、現在としても。以下ですから18歳も含むんですよ。そうです、未満であれば18歳は入りませんが、既に18歳に達していた人、4月2日生まれまでの方、以降ですか、以降の方ですので、これからの生まれる子供さんにも対象になるということで分かりました。

使い道については給付を受ける方々にとってよりよい給付になるように、ぜひ考えていただければということだけです。

終わります。

議長（細川運一君） 答弁はいいですよ。（「はい」の声あり）小川克也君。

1番（小川克也君） 6ページの指定寄附金について伺いたいと思います。

診療所から毎回多額の寄附金を頂いているかと思います。過去には和太鼓ですかね、六十七、八万円の寄附を頂いた記憶がございますが、民生部門、教育部門とありますが、もう少しこの辺を詳しく、詳細についてお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。

まず民生部門につきましては90万円の指定寄附でございます。こちらにつきましては、例年のように指定寄附ということでご寄附をいただいております。内訳といたしましては、社会福祉協議会の運営費としての10万円、それから老人クラブ、単位クラブと連合会に対しまして80万円ということで、こちらが活動費のほうの補助金として承っております。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 教育部門20万円につきましては、小学校の図書整備代として10万円、中学校の図書整備代として10万円ということになってございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（細川運一君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち調査中の事件についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで村長から発言を求められておりますので、村長の発言をお願いしたいと思います。村長。

村長（荻原達雄君） 3日間にわたるご審議、誠にありがとうございます。ご苦労さまでございました。

というわけで、昨日は早々から4件ほどの議案を取り下げさせていただきました。皆様方のご理解の下に取下げをお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

この案件につきましては15日の全協等々でもお話をさせていただきました、1日の本会議の終了後にも説明をさせていただいたところでありましたけれども、しかしながら、私も含めての執行部の説明不足、説明の足りなさ、そういったものが大きな原因の一つなんだろうと、こんなふうに変な反省をしているところであります。よって、皆様方には後日この4件の議案について、再度提案させていただくことにはなるわけでありませうけれども、ただ、この取下げに当たっては理解が得られなかったということでの強行採決も私の中には選択肢はあったわけでありませうけれども、皆様方の、議会全体の皆さんから理解が得られなかったということは、これは否決案件と同様の捉え方を私はさせていただいているところでありますので、同じケースなり文言、そういったものでの提出はもちろん無意味であります、ご理解いただけますでしょうか、でありますので、そ

うなってくれば、指定管理の選択肢もちろんありますけれども、直営あるいは業務委託という選択肢もあるわけでありますから、そういったものを再検討して、研究して、よりよい案件にまとめて、後日提案させていただきたいというふうに思いますので、皆様方のご理解とご協力、よろしくお願いを申し上げ、甚だ皆さんのお足を止めての発言をさせていただきましたことに厚く御礼を申し上げまして挨拶に代えさせていただきたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。

議長（細川運一君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年大衡村議会第4回定例会を閉会といたします。

大変、議員の皆様方、執行部の皆様方、ご苦労さまでございました。

午後 1時30分 閉 会